

託送料金制度とはどういうものか、その“レベニューキャップ方式”への変更について

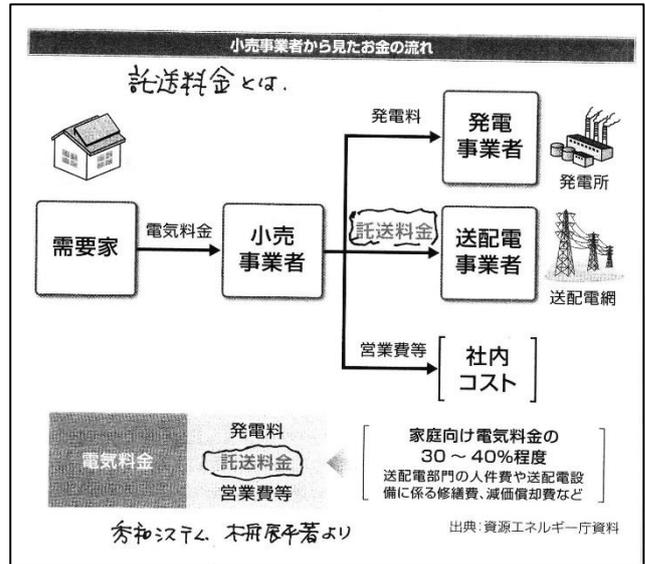
電力問題研究会第16テーマ・その1：2023/10（電力労働運動近畿センター気付）

【注：レベニュー⇒収入、キャップ⇒上限、・・収入に上限をつけること】

☆送配電線の使用料のこと

電力が各家庭に供給されるまでには、発電、送電、小売りの3ステップを踏みます。

その途中、さまざまな電気事業者が送配電会社の送配電網を利用して、需要家に電力を供給します。そのときに送配電会社に支払う料金のことで託送料金と言います。



☆託送料金はこうして決まる

託送料金は、送配電部門の人的費や送配電設備に係る修繕費、減価償却費などで構成されています。いわゆる“総括原価方式”によって行われてきました。託送料金は、全面自由化に併せ政府の認可制となり、電力・ガス取引監視委員会が毎年度、認可した料金の事後評価を行っています。

送配電事業者には、設備更新も含めて継続的なコスト削減努力が求められています。だから各社バラバラだった機器や設備の仕様の統一なども対策として求められています。

☆託送料金の価格

この託送料金は、一般家庭向け電気料金の30～40%程度を目安に設定されており、各地域で異なる単価が適用されます。

料金単価は需要側の電圧ごとに分かれています。特別高圧の料金が最も安く、高圧、低圧の順に高くなります。特別高圧の需要家は、高圧線・低圧線を使用しないため、そのコストを負担しないのです。だから例えば一括受電マンションはこの託送料金の価格差を利用して電気料金を安くしています。

なお託送料金は基本料金

■低圧 接続送電サービス料金（電灯）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

	単位	適用する料金単価				
		改定前単価	改定後単価			
電灯定額接続送電サービス	電灯料金	10Wまで	1灯	33円29銭	34円56銭	
		10Wをこえ20Wまで	1灯	66円56銭	69円12銭	
		20Wをこえ40Wまで	1灯	133円12銭	138円26銭	
		40Wをこえ60Wまで	1灯	199円69銭	207円38銭	
		60Wをこえ100Wまで	1灯	332円82銭	345円64銭	
		100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	332円82銭	345円64銭	
電灯標準接続送電サービス	小型機器料金	50VAまで	1機器	99円41銭	103円24銭	
		50VAをこえ100VAまで	1機器	198円82銭	206円47銭	
		100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	198円82銭	206円47銭	
電灯標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭	290円40銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	66円00銭	96円80銭
		主開閉器契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭	240円90銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭	80円30銭
電灯時間別接続送電サービス	基本料金	電力量料金		1kWh	8円07銭	8円07銭
		実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭	290円40銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	66円00銭	96円80銭
		電力量料金	昼間時間	1kWh	8円74銭	8円65銭
			夜間時間	1kWh	7円27銭	7円44銭
		電灯従量接続送電サービス		1kWh	11円32銭	12円85銭

と従量料金で構成されています。関西電力送配電会社の託送料金はホームページで詳しく掲載しています。2023年4月分から一般家庭については、表のように基本料金が198円から290円に、従量料金は1kWh昼夜料金を変更しています。

☆託送料金の経過

日本は第二次大戦後いままでも10電力による「域独占体制」のため、幾つかの会社が競争して自由価格にしないで、そのかわり総括原価方式によって安定的に事業を維持する制度となりました。

全面自由化で発電事業は1995年、小売り事業は2016年に自由化されましたが、送電事業はまだ自由化されておらず、大手電力会社10社の送配電事業部門が引き続き送配電事業者の役割を担っています。

そのため、新たに参入した小売り事業者は、送電するためにいずれかの送配電事業者の託送料金を支払わなければなりません。

送配電関連費用は設備投資など固定費が8割を占めているにも関わらず、現在の料金体系では基本料金の回収率が約3割にとどまっています。よって今後は需要減が続く時代となるので、固定費が回収仕切れなくなると送配電会社は主張しています。

そのため託送料金は、2023年4月以降に新たな制度（レベニューキャップ制度）が導入され、その際に多くの見直しが行われました。

☆4月から実施された送配電会社の託送料金制度（レベニューキャップ制度）

「再エネ接続を受け入れるための系統強化費用の確保」「送配電設備老朽化の改良費用」「需要は、現在下降気味だが将来は電力依存が増える」などのねらいが付加された。

・国が一般送配電事業者に対して「収入上限」を設け、その上限の範囲内で託送料金を設定する。

1. 国⇒目標事項の指針を示す
2. 一般送配電事業者⇒事業計画を作成
3. 一般送配電事業者⇒事業計画に必要な費用（収入上限）を算出し国に提出
4. 国⇒費用を査定し、収入上限を承認
5. 一般送配電事業者⇒収入上限を超えない範囲で託送料金を設定

・以上の手続きで今後5年間について、設備更新や人件費などの費用が予測される計画書を経産省に提出して認可を求める。

・現行の制度では、コスト削減しても一般送配電事業者の利益は増えない仕組み。しかし、レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が企業努力によってコスト削減すれば、それだけ利益が増加する。そのため、一般送配電事業者が積極的な効率化に取り組むことが見込まれる。

・また、収入上限は専門的な審査となるため、「電力・ガス取引監視等委員会」が担当する。各一般送配電事業者から提出された事業計画・費用は、専門家によって細かく審査される。

		特別高圧 高圧 低圧 合計			
		特別高圧	高圧	低圧	合計
北海道	現行単価	2.71	4.21	9.25	6.27
	新単価	2.83	4.81	10.02	6.89
	増加率	(4.7)	(14.1)	(8.3)	(9.9)
東北	現行単価	2.26	4.66	9.76	5.79
	新単価	2.32	4.83	10.75	6.21
	増加率	(2.7)	(3.6)	(10.1)	(7.3)
東京	現行単価	2.26	3.92	8.82	5.26
	新単価	2.40	4.24	9.02	5.49
	増加率	(6.0)	(8.4)	(2.2)	(4.3)
中部	現行単価	1.92	3.47	9.09	4.63
	新単価	2.07	3.91	9.51	4.98
	増加率	(7.8)	(12.7)	(4.6)	(7.6)
北陸	現行単価	1.95	3.90	7.85	4.65
	新単価	2.35	4.57	8.98	5.39
	増加率	(20.5)	(17.2)	(14.4)	(15.9)
関西	現行単価	2.30	4.14	7.93	4.94
	新単価	2.38	4.85	8.20	5.30
	増加率	(3.4)	(17.2)	(3.5)	(7.2)
中国	現行単価	1.85	4.04	8.29	4.76
	新単価	2.07	4.75	9.63	5.53
	増加率	(11.8)	(17.5)	(16.2)	(16.0)
四国	現行単価	2.29	4.25	8.79	5.65
	新単価	2.38	4.81	9.72	6.26
	増加率	(3.9)	(13.2)	(10.6)	(10.8)
九州	現行単価	2.43	3.99	8.74	5.45
	新単価	2.62	4.60	9.68	6.09
	増加率	(7.8)	(15.3)	(10.8)	(11.7)
沖縄	現行単価	3.66	5.76	10.49	7.52
	新単価	4.21	6.73	11.88	8.60
	増加率	(15.0)	(16.8)	(13.3)	(14.4)

1 *0.27時当たり平均単価、円(税抜き)。カッコ内は%

・“収入の上限”とは何か・「利益と費用の上限を政府が決める」ので、北海道と関西など地域ごとに料金が異なってくる。

・「実績費用とは何か」⇒かかった費用のこと。

・2023年1月レベニューキャップの第1規制期間（2023～27年度）に向け経済産業相から新たな託送供給等約款が認可された。4月1日から適用される。事業者に効率化努力のインセンティブを与えることを目的に取り入れられた新たな託送料金は表の通り。

・送配電設備の改修や連系線の増強などが課題となる中、まずは第1規制期間の5年間で、上限が課せられた収入で適切な投資が進むかが注目される。

・第1規制期間における収入見通しは計4兆6836億円（平均値合計）、10社の1キロワット時当たりの託送料金単価は申請時点と変わらず、特別高圧、高圧、低圧の合計で4円98銭～8円60銭。現行の収入単価から平均で10%強上昇する。

☆国策として、原発コストを託送料金に含めている問題点

託送料金の中には、実は「使用済燃料再処理等既発電費相当額」が含まれ、地域によって単価が大きく異なります。

この費用は主に原発の使用済み核燃料の処理費用として使われるもので、原発の使用済み燃料の処理には時間が掛かるため、その費用を積み立てておくという名目で徴収されているのです。

原発依存度などによって地域差があり、原発が無い沖縄では0円で、東電エリアで月300kWhの電気を使った場合、負担額は33円、年間では396円となる。関電エリアは原発が多いので最も高くなっています。

さらに電気料金に含まれている電源開発促進税は原発、水力発電、地熱発電所などの設置を目的として1970年代に導入された「税金」で原発立地などへの投入が最大となっています。1kWhあたり0.4円程度の負担で、月300kWhの使用で12円という計算となります。

これらの“国策”は、「原発推進」政策のもと、送配電託送料金を通じて消費者に負担させている典型的な悪法なので直ちに廃止させる必要があります。

使用済み燃料再処理等既発電費相当額	地 域	単価(円/kwh)
	北海道電力	0.05
	東北電力	0.06
	東京電力	0.11
	中部電力	0.08
	北陸電力	0.06
	関西電力	0.16
	中国電力	0.06
	四国電力	0.13
	九州電力	0.10
沖縄電力	0.00	

☆発電側課金の導入も

経済産業省・資源エネルギー庁は託送料金の一部を発電事業者にも負担させる発電側課金について、24年度に導入予定の発電側課金の第1期間は24～27年度までの4年間に設定するとしています。現行制度は、消費地から離れた場所の大型発電所から電気を長距離送電線で運ぶという従来システムを前提に設計されています。だから、発電設備は特別高圧系統接続していることが暗黙の前提で、託送料金体系は需要側の電圧だけで区分され、発電側の電圧は考慮されていなかったのです。

よって需要側の託送料金の一部を発電事業者にも負担させようとの考えが持ち出されてきました。これが入ると再生可能エネルギーの太陽光発電・風力・バイオなどの新電力事業の収益性が悪化する

ので議論は難航しています。

また、低圧連系にある分散型再生可能エネ発電の電源から近隣の低圧需要家に電気を送る場合、高圧以上の設備を通過しないため、逆に単価を安くすべきという声も大きく上げる必要があると考えます。

☆『今後の問題点幾つか・現場労働者からの意見も含めて』

- ・通信設備の大変革に比べ、昔から変わらない配電設備の陳腐化が進み市街地の美観もひどい。
- ・地中線化は国と自治体が音頭をとって進める姿となっているがそれで良いのかも考える必要がある。
- ・送電線・配電線は、設備の更新が大変遅れていて、例えば都会の頭上の 6000V 電線は、落下防止具でくくられて見苦しい姿となっている。
- ・コスト削減を進めるあまり、配電線の設計段階から下請け化されつつあるので、はたして強化された設備になるのか不安だ。
- ・2025年に総括原価方式がなくなるので送配電会社の現場では今のうちに悪い設備を改修しておこうとする動きも活発。
- ・ハワイの山火事は電線の火花からの報道もあったが、日本は大丈夫か。
- ・日本の27万V以上の送電線は光ファイバーでチェックして緊急遮断などが行われている。
- ・「スマートシティ」などでは、開発段階から太陽光発電を基盤に、自らの配電網を電柱無しで建設しているところもあるので、託送料金の考え方も変える必要がある。
- ・2023年の関電労組の大会では、送配電現場が人減らしなどで技術継承も難しくなっているとの切実な声も多く出た(原発も含めた発電部門も深刻)、コスト削減で労働条件低下が既に顕著となっている。